

外来種被害防止行動計画 第2版（案）（概要）

令和7年1月

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室
農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
国土交通省総合政策局環境政策課

1. 改定の背景

- 環境省、農林水産省及び国土交通省は、愛知目標（生物多様性条約第10回締約国会議（2010（平成22）年10月開催）にて採択）及び「生物多様性国家戦略2012－2020」（2012（平成24）年3月閣議決定）に基づき、2015（平成27）年3月に、我が国の外来種対策の中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成・公表した。
- その後、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（生物多様性条約第15回締約国会議（2022（令和4）年12月開催）にて採択）及び「生物多様性国家戦略2023－2030」（2023（令和5）年3月閣議決定）等を踏まえて、外来種対策の更なる充実及び管理体制の強化を図り、国内の多様な主体による外来生物対策の更なる推進及び同分野における国際貢献に資することを目的に、2023（令和5）年度より行動計画の改定に向けた検討を進めてきた。

2. 改定案の概要

外来種被害防止行動計画（改定案）の全体像



改定計画は外来種対策の抜本的推進に向け、**対策の対象種や目標を明確化し、より多くの主体による実質的な対策を誘起する計画**とする。

目指すべき姿

2030年までに、外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に貢献する。

目標（国単位・地域単位で設定）

※国単位の目標の対象種は、リストにて整理

未定着の種について・・・

- ☑特定外来生物（※1）：国内定着を防止する
- ☑その他の種：新規定着数を50%以上削減する

※1 リスト外で特定外来生物に指定された種を含む。

定着した種について・・・

- ☑特定外来生物（※1）：分布拡大を防ぐ
 - ☑そのうち特定の種：個別に設定した管理目標を達成（※2）する
 - ☑定着初期の種について、国内での根絶達成を図る。
 - ☑外来種問題についての認知度向上を図る。
- ※2 生態系への被害の深刻さや、生息・生育域の生態系保全上の重要性から「特定の種」及び「管理目標」を設定。



行動計画のテーマ：外来種対策の“実践”を促す

目標達成のための行動

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1. 対策優先度に応じた具体目標の設定 | 2. 外来種対策の実行 |
| 3. 普及啓発・人材育成 | 4. 情報の共有・発信及び調査研究・技術開発 |
| 5. 国際貢献、国際連携等 | 6. 外来種対策を通じた寄生生物・感染症対策 |

対象（行動主体）

1. 国
2. 地方公共団体
3. 国民
4. 民間企業・団体
5. 研究機関・団体
6. 生物展示施設
7. 教育機関
8. メディア等

【第1章 我が国の外来種対策の課題及び目標】

[第1節 外来種対策をめぐる主な動向と行動計画の見直し]

- 外来種被害防止行動計画が策定及び改定された経緯を記載。
- 外来種対策をめぐる主な動向として、TNFD に関する記述の充実。行動計画の見直しとして、新リストのカテゴリ区分についての説明を追加。

[第2節 我が国の外来種対策の現状と課題]

- 行動目標の進捗と外来種の侵入状況を記載。
- 行動計画 2015 の進捗状況の整理。

[第3節 目指すべき姿及び本計画の目標]

- 「目指すべき姿」の項目追加。これまで設定していた目標を具体目標と定義し、新たに全体目標を設定。

【第2章 外来種による被害を防止するための行動】

[第1節 目標達成に向けた行動の設定]

- 行動にあたってのテーマを設定し、外来種対策の「行動実践に当たっての不足」とこれに対応する「実践すべき6つの行動」を記載。
- 「実践すべき6つの行動」について、設定背景と強化すべきポイントを追記。これまで「役割」としていた項目を「行動設定にあたってのテーマ」と再整理。これまで課題としていた記載を「行動実践にあたっての不足」とし、6つの行動をその対応として再整理。

[第2節 実践すべき6つの行動]

- 全ての行動に共通する基本認識と、「実践すべき6つの行動」の内容説明を記載。

[第3節 各主体の役割と行動]

- 国、地方公共団体、国民、民間企業・団体、研究機関・団体、教育機関、生物展示施設、メディア等発信者の役割と行動を記載。
- それぞれの主体の「求められる役割」「2030年までに集中的に実践する行動」について要点を整理し、全体的に内容を拡充・明確化。

【第3章 実施状況の点検と見直し】

- 2027度をめどに指標の中間測定を行うとともに、2029年度時点での指標の測定と目標達成状況の評価を踏まえて、2030年度以降計画の改定を行う旨を記載。

【その他】

- 用語の定義について記載

3. 検討経緯と今後の予定

<検討経緯>

- ・ R5.10.12 令和 5 年度第 1 回外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
- ・ R6.02.15 令和 5 年度第 2 回外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
- ・ R6.05.27 新『外来種被害防止行動計画』に係る説明会（地方公共団体向け）
- ・ R6.05.29 新『外来種被害防止行動計画』に係る説明会（民間企業・団体向け）
- ・ R6.08.28 令和 6 年度第 3 回外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会

<今後の予定>

- ・ R7.3 月 令和 6 年度第 4 回外来種被害防止行動計画の見直しに係る検討会
- ・ R7.3 月中 公表